

別記(一)

覺書

昭和十二年三月二十二日及今年五月二十五日當業者間の會見に於て左の事項を定む

- 一 當會社は昭和十二年一月一日より退職積立金及退職手當法の適用を受くるに當り別紙退職積立金及退職手當規程を作成し之を監督官庁に届出するに白き昭示せり。従業員代表一同は右規程に異議なく承服せり。
- 一 當會社は現下。物價暴騰に鑑み昭和十二年三月三十日より常備工の賃金に就て左記の通り物價手當を支給す。
 - 物價手當は常時定時間中の賃金及定時間外の賃金並ニ臨時出勤日の賃金(何れも諸手當を含まず)一月(前月二十日より当月十九日迄)の額高(諸手當を含まず)に対して左の比率にて算出し之を毎月賃金支払日に支給す。但し試用工見習工に対しては之を適用せず。

- 一 定額日給一圓未満の者に対しては前記額高の一分割
- 二 定額日給一圓以上を圓五拾錢未満の者に対しては前記額高の九分
- 三 定額日給一圓五拾錢以上を圓未満の者に対しては前記額高の八分